

日本国とオランダ王国との間の
持続的な平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明
2015年11月10日, 東京
(和文仮訳)

2015年11月のマルク・ルッテ・オランダ王国首相の訪日に際する首脳会談において、安倍晋三内閣総理大臣とマーク・ルッテ首相は、共通の課題に対処し、日本とオランダの二国間関係を今後更に強化することを目的とした戦略的パートナーシップを設立することを決定した。

1. 両首脳は、戦略的パートナーシップが、400年以上に及ぶ両国間の友好関係の長く独特な歴史、及び、日本とオランダ双方が極めて重視する「法の支配」を含む共通の価値に基づくことを確認する。
2. 両首脳は、2014年10月のウィレム・アレキサンダー国王陛下及びマキシマ王妃陛下の国賓としての訪日が、卓越した二国間関係を記念するとともに、両国間の友好関係と相互理解の更なる深化の道筋を整えたことを想起する。
3. 第二次世界大戦終了から70年間、国際社会は、「法の支配」と人権の原則に基づく国際システムの構築において大きな進歩を成し遂げた。ルッテ首相は、この分野における過去70年間の日本の貢献を評価する。両首脳は、両国間の和解の精神を促進してきた「日蘭平和交流事業」の役割を高く評価する。
4. 両首脳は、国際社会の平和と安定に貢献する決意を改めて表明する。ルッテ首相は、日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場からより一層積極的な役割を果たすことを可能にする「平和安全法制」を歓迎し支持する。両首脳は、交流を活発化させることで、両国が安全保障・防衛協力を強化することを確認する。
5. 両首脳は、公海における航行と上空飛行の自由を含む国際社会にとっての「法の支配」の重要性を共有し、平和的かつ国際法に則って紛争を解決する重要性を強調する。両首脳は、東シナ海及び南シナ海において、武力による威嚇又は武力の行使や強制を含む、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的行為により生じる懸念を共有する。両首脳は、「2002年南シナ海における関係国の行動に関する宣言」の完全かつ効果的な実施と、南シナ海における実効的な行動規範の策定のための交渉の早期妥結を支持する。

6. 両首脳は、ウクライナの主権及び領土一体性を尊重しつつ、ウクライナ東部における紛争を平和的に解決するため、ミンスク合意の下のコミットメントを完全に履行するよう全ての関係者に要請する。両首脳は、ロシア連邦による違法なクリミア併合を決して認めないことを引き続き決意し、ウクライナ国民の利益のためにウクライナを強化し近代化することを目的とした改革を進めるためにウクライナ支援を継続する。両首脳は、国際連合安全保障理事会決議第 2166 号によって要請されているとおり、マレーシア航空 17 便機墜落の責任を有する者にその責任を負わせねばならず、全ての国はそのために完全に協力すべきであることを再確認する。

7. 両首脳は、シリアの益々悪化する人道及び治安状況についての強い懸念を表明し、ジュネーブ・コミュニケ及び関連する国連安保理諸決議に基づいて、シリア人主導の包括的な政治的移行のみが紛争に終止符を打つことができることを再確認する。両首脳は、全てのシリアの当事者に対して、信頼醸成措置が伴わなければならない政治プロセスへのコミットメントを示すよう要請する。

8. 両首脳は、北朝鮮の核及び弾道ミサイル開発の継続に深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し、いかなる挑発的行動も自制し、全ての関連する国連安保理決議及び 2005 年六者会合共同声明を遵守し、核兵器不拡散条約(NPT)及び国際原子力機関(IAEA)保障措置に復帰するよう求める。両首脳はまた、北朝鮮に対し、拉致問題の早期解決を含め、人権侵害を即座に停止するよう求める。

9. 両首脳は、あらゆる形態のテロを強く非難する。両首脳は、適用可能な国際法に従って、過激化の兆候を先取りし、あらゆる形態のテロ行為及び暴力的過激主義を予防し、それらと闘うために、二国間、地域間及び国際レベルにおける協力の選択肢を見極めることを確認する。

10. 両首脳は、国連が、諸課題により効果的に対処できるようその能力を強化するために、総会、経済社会理事会、安全保障理事会を含む、国連を改革する喫緊の必要性を改めて表明する。両首脳は、国連総会第 70 回会期中に安保理改革について具体的成果を達成すべく協力する。両首脳は、安保理の常任及び非常任双方の議席の拡大への支持を再確認する。両首脳は、日本が拡大・改革された安保理における正当な常任理事国候補であることを認識する。

11. 両首脳は、国際的な核軍縮・不拡散体制の土台としての NPT の重要性を再確認する。両首脳は、核兵器のない平和で安全な世界を実現すべく NPT 体制を強化することを目的として、軍縮・不拡散イニシアチブ(NPDI)における努力を継続する。

12. 両首脳は、日本とオランダが、世界の社会的・経済的繁栄を可能とする、開かれた自由で安全なサイバー空間を確保する共通の関心を有することを確認する。両首脳は、特にサイバー空間の経済・社会的利益への第三国のアクセスを可能とするサイバー専門知識に関するグローバル・フォーラム(GFCE)を通じて、サイバー能力構築へコミットする。

13. 両首脳は、日本とオランダは、信頼する貿易パートナーとして、公平で透明性のある二国間投資環境、及び、自由貿易、透明性、「法の支配」に基づいた国際経済秩序を維持することに完全にコミットする。両首脳は、雇用創出を促進し、マクロ経済の過度の不均衡に対処し、あらゆる形態の保護主義と闘いつつ、持続可能かつバランスのとれた成長という目的を共有する。

14. 両首脳は、外国直接投資を促進し、農業、科学技術イノベーション、再生可能エネルギー、サイバーセキュリティを含む分野における協力を拡大することで、競争力を更に向上する決意を有している。両首脳は、日本とオランダの両国にとって、高齢化社会における将来の繁栄と生活の質の確保が鍵となる課題であること、また、上昇する従属人口指数は、年金・医療システム、経済全体、そして家庭と個人にとって課題であることを強調した。

15. 両首脳は、持続的な農業の役割が、食の安全、経済成長、農村の発展及び自然保護を確保する上で、今日及び将来の課題に対処するために、決定的に重要であると考え、同時に、環境への負荷、気候変動といった分野における課題も認識する。両首脳は、イノベーション、知識の集約と普及、環境負荷の少ない農業、政府、民間、研究機関間での協力及び国際的ネットワーク間での協力が、持続的な農業の発展の鍵であると認識する。

16. 両首脳は、人間の安全保障及びグローバルパートナーシップの理念、並びに、健康、教育、防災、質の高いインフラ及び持続的な消費・生産パターンといった全体的かつ統合的な取組を包含する、持続的な開発のための 2030 アジェンダの全般の採択を歓迎する。両首脳は、同アジェンダの履行に際して、両国の開発協力をより良く協調していく努力を継続することを確認する。両首脳は、持続的な経済成長及び貧困削減につながる民間企業の投資を促進する触媒として開発協力を活用していくことが鍵の一つであることを確認する。本年パリで開催される気候変動に関する国連枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、両首脳は、全ての締約国に適用可能で、公平かつ実効的な新しい国際枠組みについて合意に達するため積極的に貢献する決意である。

17. 両首脳は、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議の成功を歓迎する。両首脳は、洪水被害を含む防災分野の経験と知見の交換を継続することへのコミットメントを再確認し、防災政策を開発計画と人道支援に組み込むことの重要性を改めて表明する。この点に関し、ルッテ首相は、津波対策の重要性について関心を高めることを目的として、11月5日を「世界津波の日」に定める安倍総理の提案を支持する。

18. 2015年5月29日に東京で開催された第23回日EU定期首脳協議において発表された共同プレス声明に則り、両首脳は、日EU間の強固かつ変化する貿易経済パートナーシップを確固たるものにするべく、高度に包括的かつ野心的な日EU経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)が可能な限り早期に締結されることの重要性を再確認する。両首脳は、今後数十年にわたって法的拘束力のある基礎を提供することとなる、画期的な戦略的パートナーシップ協定(SPA)の可及的速やかな交渉妥結の重要性を確認する。

19. 両首脳は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、両国にとって、スポーツ分野における協力を深化する多くの機会を提供することを強調する。